

一 次の區域は第一航空師團爆彈投下練習區域として使用される危険區域である

船長は海圖上に上記のこと柄を劃し且つその地いきの場所及危険なることをしらしむべし

イ 第一區域 北緯廿五度五十六分東經百廿三度四六分(コ)ビ確一本區いき五哩以内に接近すべからず

南部及北部琉球の水士運輸部 水産會 工業組合 農業組合 公衆衛生部 保安部 工務部 先にんぐんせい官

ロ 第二區域 北緯廿六度卅六分東經百廿六度五十分(鳥島)本區いき五哩以内に接近すべからず

及びし町村長はその權威ある指導しやによりその地いきの場所および危険なることを指示すべし

第三區域 北緯廿六度廿三分東經百廿七度六分(西南)本區いき二マイル以内に接近すべからず

水上運輸部作戰係將校 兵大い新宮ミラトドオーエ

ニ 第四區域 北緯廿七度卅分東經百廿七度 北緯廿八度東經百廿七度 北緯廿八度東經百廿七度 北緯廿八度東經百廿七度 北緯廿八度東經百廿七度

一 次のくいきはだいた八十七對空射擊砲兵隊用永久實彈射擊場と指定せられたり(北緯廿六度廿六分東經百廿七度四十二分)本地點を通過するすべての船舶は五哩御に停止するものとする

二 ぐん政本土運輸部管理下のすべての

恒久危険區域 一九四八年四月二十六日